

令和4年 第3回定例会

(令和4年10月17日～10月31日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和4年第3回定例会会議録目次

第1号（10月17日）（月曜日）

| | | | |
|----|--------------|-------|----|
| 1. | 開 会 | ----- | 6 |
| 1. | 開 議 | ----- | 6 |
| 1. | 会議録署名議員の指名 | ----- | 6 |
| 1. | 諸般の報告 | ----- | 6 |
| 1. | 議会運営委員長の報告 | ----- | 6 |
| 1. | 会期及び会期日程の決定 | ----- | 7 |
| 1. | 議事日程の報告 | ----- | 7 |
| 1. | 議 事 | ----- | 7 |
| 1. | 議案第3号上程 | ----- | 7 |
| | 提案理由説明・質疑・即決 | | |
| 1. | 認定第1号上程 | ----- | 8 |
| | 提案理由説明・質疑・付託 | | |
| 1. | 散 会 | ----- | 10 |

第2号(10月31日)(月曜日)

| | | | |
|----|----------------------|-------|----|
| 1. | 開 議 | ----- | 14 |
| 1. | 議事日程の報告 | ----- | 14 |
| 1. | 議 事 | ----- | 14 |
| 1. | 認定第1号上程 | ----- | 14 |
| | 総務委員長報告・質疑・討論・表決(認定) | | |
| 1. | 閉 会 | ----- | 15 |

令和4年第3回定例会会期日程表

| 月 日 | 曜日 | 会 議 | 事 項 | 備 考 |
|---------------------------|--------|----------|--|-----|
| 10月17日 | 月 | 本会議（第1日） | 条例議案（提案理由説明・質疑・即決） 令和3年度決算の認定（提案理由説明・質疑・付託） | |
| 10月18日 | 火 | 休会 | ※一般質問通告期限（正午） | |
| 10月19日 ～ 10月30日 | 木 水 | 休会 | | |
| 10月31日 | 木 | 本会議（第2日） | 令和3年度決算の認定（委員長報告・採決） | |
| ※会期 10月17日から10月31日までの15日間 | | | | |

令和4年第3回定例会議案等

- 1 議案
議案第3号 北薩広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の制定について
- 2 認定
認定第1号 令和3年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

令和4年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第1号

令和4年10月17日（月曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員10名

| | |
|------|------------|
| 1 番 | 濱 門 明 典 議員 |
| 2 番 | 宇 都 修 一 議員 |
| 3 番 | 中 浦 雅 彦 議員 |
| 4 番 | 白 石 純 一 議員 |
| 5 番 | 楠 元 康 博 議員 |
| 6 番 | 江川野 一 成 議員 |
| 7 番 | 南 鶴 洋 志 議員 |
| 8 番 | 日 高 信 一 議員 |
| 9 番 | 竹 原 信 一 議員 |
| 10 番 | 出 水 睦 雄 議員 |

地方自治法第121条の規定による出席者

| | |
|--------|---------|
| 理事長 | 椎 木 伸 一 |
| 代表監査委員 | 大 堂 充 博 |

| | |
|--------|---------|
| 副理事長代理 | 松 崎 裕 介 |
| 理事 | 川 添 健 |
| 会計管理者 | 下 村 吉 人 |

議会事務

| | |
|-----|---------|
| 書記長 | 春 田 和 彦 |
| 次長 | 華 野 順 一 |

監査委員事務局

| | |
|-----|---------|
| 書記長 | 河 野 道 子 |
|-----|---------|

事務局

| | |
|---------|--------------------|
| 高 橋 正 一 | 事務局長 |
| 勢 屋 伸 一 | 総務課長 |
| 桐 原 祐 吉 | 施設管理課長 |
| 中 川 淳 一 | 施設管理課課長補佐 |
| 山 岡 寿 史 | 総務課庶務係長（議会事務併任） |
| 西 村 典 剛 | 総務課施設整備係主査（議会事務併任） |

付議した事件

議案第 3 号

認定第 1 号

北薩広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の制定について

令和 3 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

午前 10 時 00 分 開 会

《開 会》

(竹原信一議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であり、定足数に達しております。これより、令和 4 年北薩広域行政事務組合議会第 3 回定例会を開会いたします。

《開 議》

(竹原信一議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(竹原信一議長)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、6 番、楠元康博議員、7 番、南鶴洋志議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(竹原信一議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(竹原信一議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。

10 月 17 日から 10 月 31 日までは、休会とします。

10 月 31 日は、本会議第 2 日の会議を開き、一般質問を行います。

また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、10 月 18 日正午までとなります。質問される方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から 10 月 31 日までの 15 日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程については、日程第 3 の条例議案の 1 件、また、日程第 4 の決算の認定議案の 1 件を、それぞれ個別に上程し、条例議案については、委員会付託を省略し、即決の取扱い、決算の認定議案については、委員会付託とします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(竹原信一議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月31日までの15日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(竹原信一議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(竹原信一議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 議案第3号 上程》

(竹原信一議長)

日程第3、議案第3号、北薩広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明及び報告を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

ただいま上程されました、北薩広域行政事務組合 行政財産の使用料徴収条例の制定について、提案理由を説明します。

この条例は、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、行政財産の使用を許可する場合における使用料に関する事項を定めようとするものです。

当組合においては、行政財産の使用料に関する事項を定める条例を制定していなかったため、新たに条例を制定することとしたものであります。

条例の内容については、出水市行政財産の使用料徴収条例を準用する形とし、第1条に趣旨を、第2条に準用規定、及び読替規定を、第3条に委任規定を定めております。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することを規定しております。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(竹原信一議長)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(竹原信一議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「なし」という者あり)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、議案第3号、北薩広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」という者あり)

御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《日程第4 認定第1号 上程》

(竹原信一議長)

認定第1号、令和3年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和3年度北薩広域行政事務組合 歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度の決算について、先に監査委員の審査に付しましたので、法令で定める

決算書類に、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

まず、令和3年度の予算現額であります。当初予算8億1,640万1,000円を計上し、補正予算において4,706万9,000円を減額し、7億6,933万2,000円となりました。

令和3年度は、新焼却処理施設が、同年4月に稼働し、これまで大きなトラブルもなく、順調に運営してきたほか、他の施設も同様に、順調に運営を続けてまいりました。

また、介護認定審査等については、コロナ禍においても、住民生活に支障が生じないよう、書面審査により対応してきました。

それでは、令和3年度の決算状況について、別添の「主要な施策の成果の説明書」に基づき説明いたします。

1 ページをお開きください。

認定審査関係では、介護保険の判定件数が5,778件で、障害支援区分の判定件数が200件ありました。新ごみ処理施設の状況は、さきほど説明したとおりです。リサイクル推進施設では、金属圧縮機の補修や、トラックスケール用データ処理装置の取替補修等を、し尿処理施設では、前処理(まえしより)設備等の補修を行いました。

表の1、予算の執行状況ですが、歳入は、予算現額を上回る100.2パーセントの収入率となりました。歳出は、執行率が97.1パーセントとなり、不用額が2,234万9,341円生じております。

次に、表の2、実質収支の状況ですが、令和3年度の決算額は、歳入が、7億7,085万9,227円、歳出が、7億4,698万2,659円であり、歳入から歳出を差し引いた金額は、2,387万6,568円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、2,387万6,568円の黒字になりました。

2 ページをお願いします。

表の1、令和3年度の決算状況では、予算規模の縮小等により、歳入歳出差引額が令和2年度を下回ったため、単年度収支及び、実質単年度収支が、いずれも2,030万5,404円の赤字になりました。

3 ページをお願いします。

表の2、性質別決算状況であります。歳入における自主財源比率は、95.5パーセントを占めており、令和2年度と比較すると、18.3ポイント増加しています。これは、前年度の依存財源の国庫支出金が皆減したことにより、自主財源の分担金及び負担金の構成比が、相対的に28.9ポイント増加したことが主な要因であります。自主財源の内訳は、構成市町が負担する分担金及び負担金が、5億9,358万4,919円であり、令和2年度と比較すると、19億6,915万9,948円、76.8パーセントの減と、大幅に減少しました。また、繰越金も、継続費の繰越分が皆減したため、4,418万1,972円となり、令和2年度と比較すると、14億4,353万3,191円、97.0パーセントの減となっております。依存財源のうち国庫支出金は、先ほど述べたように皆減いたしました。これらの要因は、令和2年度まで計上されていた新焼却処理施設整備事業が終了したことによるものです。歳入合計の増減額は、45億5,194万5,062円、85.5パーセントの減となっております。次に、歳出であります。消費的経費は、令和2年度と比較して、12.3パーセントの増で、物件費の27.7パーセント増が主な要因です。これは、新環境センターの運転管理業務委託など、新焼却処理施設の稼働に伴い、各種業務委託料が増加したことが主な要因となっております。投資的経費では、新焼却処理施設整備事業が終了したため、98.7パー

セントの減となりました。

歳出合計の増減額は、45 億 3,163 万 9,658 円、85.8 パーセントの減となっています。

このように、令和 3 年度の決算は、令和 2 年度と比較して、歳入歳出とも、約 85 パーセント縮小し、大規模な投資事業を含まない通常運営に近い規模となっております。

なお、令和 3 年度の予算執行は、計画的な行政運営を行い、財政の健全化に努めながら、可能な限り経費の節減に努め、おおむね予定どおりの成果を上げることができたのではないかと認識しております。組合としては、今後とも、構成市町と連携を図りながら、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上が決算認定についての説明となります。よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(竹原信一議長)

以上で提案説明が終わりました。これより質疑に入りますが、簡潔にお願いします。細部にわたっては、総務委員会において、審査いたしますので、大綱についての質疑をお願いします。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(竹原信一議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております令和 3 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、総務委員会に付託します。

《散 会》

(竹原信一議長)

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

第 2 日の会議は、10 月 31 日に開きます。

お疲れさまでした。

午前 10 時 15 分 散 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和4年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第2号

令和4年10月31日（月曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員9名

| | |
|------|------------|
| 2 番 | 宇 都 修 一 議員 |
| 3 番 | 中 浦 雅 彦 議員 |
| 4 番 | 白 石 純 一 議員 |
| 5 番 | 楠 元 康 博 議員 |
| 6 番 | 江川野 一 成 議員 |
| 7 番 | 南 鶴 洋 志 議員 |
| 8 番 | 日 高 信 一 議員 |
| 9 番 | 竹 原 信 一 議員 |
| 10 番 | 出 水 睦 雄 議員 |

欠席議員1名

| | |
|-----|------------|
| 1 番 | 濱 門 明 典 議員 |
|-----|------------|

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長 椎 木 伸 一

副理事長代理 松 崎 裕 介
理事 川 添 健

議会事務

書記長 春 田 和 彦
次長 華 野 順 一

事務局

| | |
|---------|--------------------|
| 高 橋 正 一 | 事務局長 |
| 勢 屋 伸 一 | 総務課長 |
| 桐 原 祐 吉 | 施設管理課長 |
| 中 川 淳 一 | 施設管理課課長補佐 |
| 山 岡 寿 史 | 総務課庶務係長（議会事務併任） |
| 西 村 典 剛 | 総務課施設整備係主査（議会事務併任） |

付議した事件

認定第1号 令和3年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

午前 10 時 00 分 開 会

《開 議》

(竹原信一議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。これより、令和 4 年北薩広域行政事務組合議会第 3 回定例会第 2 日の会議を開きます。

1 番濱門明典議員から欠席する、又は、遅刻する旨の届出はありません。

《議事日程の報告》

(竹原信一議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(竹原信一議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第 1 認定第 1 号 上程》

(竹原信一議長)

日程第 1、認定第 1 号令和 3 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ここで、総務委員長の審査報告を求めます。

(白石純一議員【総務委員会委員長】)

総務委員会に付託されました、認定第 1 号、令和 3 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、10 月 17 日に審査しました概要とその結果について、質疑を中心に御報告申し上げます。「令和 3 年度北薩広域行政事務組合主要な施策の成果の説明書」に沿って、総務課長の説明を受けたのち質疑を行いました。

まず、「主要な施策の成果の説明書」の 17 ページ、3 款民生費の認定審査業務費について、「介護認定審査会の内容について、審査会委員の方は 112 名とのことだが、その会議ごとの出席者数は何人か。また、会議時間はどれぐらいか。そして、委員報酬について、1 人当たりの委員報酬は幾らか。」との質疑に対し、「現在委員の方は 112 名いるが、これが 16 合議体に分かれており、1 合議体 7 名で運営している。この 7 名のうち、5 名の方が、審査会に出席していただいている状況である。審査会の審査時間は、早くて、20 分程度、長くても 40 分程度である。報酬については、認定審査会合議体の長になる方は、医師の方であり、その方の報酬が、1 審査会当たり 1 万 6,500 円、ほか 4 名の委員の報酬は、1 万 5,000 円である。」との答弁でした。

次に、7 ページ、行政財産目的外使用料について、「昨年度の実績を見ると、01 環境センター敷地使用料の電柱敷地使用料が、九州電力分として、本柱 2 本、支線 3 本、で 7,000 円である。一方で、西日本電信電話分では、本柱 1 本で 580 円となっている。また、自販機については、環境センターの場合は、2 台で、5 万 1,630 円である。一方、リサイクルセンターの自販機設置料は、1 台で 4 万 6,200 円である。どういう基準で、使用料、設置料を決めているのか。」

との質疑に対し、「電柱に関しては、出水市道路占用料徴収条例に基づいて徴収しているが、環境センター分の2本の電柱は、新・旧センターの電柱であり、旧センターの方は、電柱1本とその支線で6,000円徴収している。本来は電柱1本、1,000円の徴収だが、旧センター分は、当時からの金額を継続しているため、今新旧が混在している状態になっている。自販機の設置料についても、新環境センターにおいては、出水市の現在の考え方で契約しているが、リサイクルセンターに関しては、それ以前の考え方で、1カ所当たり月3,500円に消費税を加算という形で、主に電気料分をいただいている。このように、新旧の考え方が混在していることから、今後、統一した形にしていくということを、今検討しているところである。」との答弁でした。

また、追加答弁として、「出水市の使用料徴収条例だと、使用料の徴収においては、これが「1,000分の10以内」という形で条例が制定されており、この規定を準用するという形になっている。このようなことから、出水市と北薩広域行政事務組合の使用料が異なるということは当然あり得る。これ以内であれば、条例上は違法にはならないというような認識である。」との発言がありました。この答弁に対し、「同じ敷地、建物内で、その場所、業者によって、設置した時期によって料金が違うということは、合理的でなく、設置される方は、納得いくものではないと思う。その辺りは、統一性を持って、不公正、不公平にならないように、ぜひ改善をお願いしたい。」との意見が出ました。

続く討論では、発言はなく、採決の結果、全会一致により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会、委員長報告とします。

(竹原信一議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、認定第1号令和3年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。ただいま上程されている認定第1号令和3年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

《閉 会》

(竹原信一議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、本日の会議を閉じ、令和4年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を閉

会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時6分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

